

=== 住所異動届について ===

届出受付時間（平日のみ）

8:30～11:30

13:00～16:30

- 身分証明書をお持ちください。マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は一緒にご持参ください。
- 転入、転居の場合は住み始めてから14日以内の手続きをお願いします。
（未来日での転入、転居はできませんのでご注意ください。）
- 転出される方は、転出する14日前からの手続きが可能です。
郵送で転出をご希望の方は、別途お問合せください。

住所異動届を①番窓口へ提出後、関係窓口を回って頂きます。
個人により手続き内容が異なりますので、所要時間30分～1時間を目安にお越し下さい。

※ 代理人が手続きに来られる場合は、委任状が必要になります。

お問合せ先
金武町役場住民生活課
住民戸籍係
098-968-3557